

令和3年3月26日
高知県土木部土木政策課

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社立仙種苗店	代表者氏名	立仙 善久
主たる営業所の所在地	高知県安芸市矢ノ丸1-10-1		
許可番号	高知県知事許可 (般)第10296号	許可を受けている建設業の種類	鋼

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月12日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第2項第2号該当)		
処分の内容(営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、公共工事以外の工事に係るもの (注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。			
2 期間 令和3年3月27日から令和3年3月30日までの4日間			
処分の原因となった事実 有限会社立仙種苗店は、民間工事において、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有していないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結していた。 このことは、建設業法第28条第2項第2号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

備考（「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」別表）

一 営業停止期間中は行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 5 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止期間中でも行える行為

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等